

令和3年2月15日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.20 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

再案内

3次補正予算 感染拡大防止等補助金

第3次補正予算が成立し、感染拡大防止支援金の申請が始まりました。

補助上限額は25万円で、申請期限は2月28日までとなっています。

補助対象期間は令和2年12月15日から令和3年3月31日までの経費です。対象経費が確定していない場合でも概算請求ができますので、申請漏れの無いよう、ご注意ください。

対象経費は、感染拡大防止対策費用以外に、感染拡大を防ぎながら医療提供のために必要な経費も対象となります。

申請期限 概算請求、精算請求ともに

2月28日(申請書を郵送:当日消印有効)

申請方法 申請書類を郵送

申請先住所 〒119-0397 銀座郵便局留

宛 先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止・医療提供体制支援補助金担当宛

※申請書は、本会HPよりダウンロードして下さい。手書き用の書式・記載方法も追加掲載しておりますので、ご活用下さい。

※これまで案内していました100万円の支援金(2次補正予算 感染拡大防止支援事業)とは別のものです。今回は、申請先も国に直接となりますのでご注意ください。